

九州大学における外国学歴・資格評定（FCE）の実践 と課題： 「東京規約」の基本理念の実現に向けて

廣瀬，武志
九州大学国際戦略企画室

花井，渉
九州大学大学院人間環境学研究院

木村，拓也
九州大学大学院人間環境学研究院

<https://doi.org/10.15017/7339183>

出版情報：基幹教育紀要. 11, pp.1-20, 2025-02-21. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



九州大学における外国学歴・資格評定（FCE）の実践と課題： 「東京規約」の基本理念の実現に向けて

廣瀬 武志^{1*}, 花井 渉², 木村 拓也²

¹九州大学国際戦略企画室, 〒819-0395 福岡市西区元岡 744

²九州大学大学院人間環境学研究院, 〒819-0395 福岡市西区元岡 744

Foreign Credential Evaluation (FCE) at Kyushu University: Practices and Challenges with Special Reference to the Realization of the Tokyo Convention Objectives

Takeshi HIROSE^{1*}, Wataru HANAI², Takuya KIMURA²

¹Global Strategies Office, Kyushu University, 744, Motooka, Nishi-ku, Fukuoka 819-0395, Japan

²Graduate School of Human Environment Studies, Kyushu University, 6-10-1, Hakozaki, Higashi-ku, Fukuoka 812-8581, Japan

*E-mail: hirose.takeshi.037@m.kyushu-u.ac.jp

Received Oct. 28, 2024; Revised Nov. 22, 2024; Accepted Dec. 18, 2024

The so-called Tokyo Convention, which entered into force in February 2018, requires that the procedures and criteria for foreign credential evaluation (FCE) used by “competent recognition authorities” be “transparent, coherent, reliable and fair, and non-discriminatory.” Given that the Japanese Government takes each higher education institution to act as such an entity, the responsibility for FCE falls primarily upon universities themselves. As things stand now, however, there exists a significant gap between the Convention’s ideals and the universities’ day-to-day operations. What, then, should Japanese higher education institutions do to convert the aspirations of the Tokyo Convention into reality? In considering this question, the “pre-admission support” program which some national universities have recently adopted would be of great help. By taking Kyushu U’s practices as an example, this paper seeks first to bring to light how FCE is being carried out as part of the pre-admission support program at some national universities in Japan and identify what its advantages and challenges are. It then seeks to indicate what the pre-admission support program can do to promote FCE nation-wide and to provide a viable solution to one of the major problems that Japan’s national universities are faced with in terms of international admissions.

1. はじめに

2018年2月1日、「東京規約」の通称で知られる「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」¹が発効した。同規約の発効を受け、締約国としての責務を果たすべく、日本政府も、順次、ガイドラインの策定や国内情報センター（NIC）の設置などの対応を行っている。東京規約は、地域的な連携枠組みの中で、教育制度の多様性と同等性をふまえ、手続き・実質の両面から外国学歴・資格評定（以下、FCE）を促進し、学生及び研究者の国際的流動性を高めていくことを目標として掲げるが、こと FCE との関係においては「権限のある承認当局」がその実装のための第一義的

な責任を負う。「権限のある承認当局（competent recognition authority）」とは「政府機関又は政府により公式に認められた非政府機関であって、外国において付与された資格の承認について決定を行うものをいう」（第一・一条）とされるが、文部科学省の策定した「高等教育の資格の承認に関するガイドライン」（以下、FCE ガイドライン）によれば、我が国にあっては文科省ならびに関係省庁及びそれらが所掌する高等教育機関がその役割を担うとされる。FCE ガイドラインにも明記されているとおり（例えば「III 資格の承認または評定」）、FCE の実践に関しては各高等教育機関が特に重要な役割を担うことが期待されている。

東京規約第三・二条は、権限を有する承認当局が用いる認証手続及び基準が「透明性、一貫性、信頼性及び公平性を有し、かつ、差別的でないものであることを確保する」よう定めている。各高等教育機関が FCE の実施主体であるとの想定の下では、これらの要件を確保すべく、全学的組織が、全部局横断的に FCE を実施するのが望ましい。とはいえ、現状において、規約が掲げる理念と大学における実践の隔たりは決して小さくない。例えば、我が国の国立大学大学院においては、FCE 一かかる名称を用いているかは別として一を実施するか否か、実施するとして誰が、いかに実施するかは実質的に部局の裁量に任されている。また、留学生が正式に出願するための条件として、指導を希望する教員の内諾を得ることが実質的に義務化されている（以下、事前内諾制）ことが通例となっているが²、その一方で、留学生が志望教員に連絡を取るための仕組みは未整備のままに置かれ、不特定多数の教員に指導を依頼することで内諾の可能性を少しでも高めたい留学生と、可能な限り効率的に優秀な留学生を獲得したい教員の相互不信の一因となってきた。

東京規約の基本理念一それは FCE の手続き・基準について、透明性、一貫性、信頼性及び公平性を確保することを含む一を実現するためには、現状の改善が不可欠であると考えられるが、それはいかにして可能なのだろうか。この問いを考察するにあたり、現在、一部の国立大学で導入されている「留学生アドミッション支援」や「プレアドミッション支援」等の名で知られる取り組みが大いに参考になる。プレアドミッション支援（本稿ではこの名称で統一した）は、事前内諾制に起因する諸問題の解決策として京都大学の教員チームによって考案された、留学希望者³と志望教員のあいだのコミュニケーション支援サービスを指すが、その核心とも言えるのが FCE である。2010 年にスタートしたこの取り組みは、IT 化や支援対象国の拡大といった進展を経て、2020 年代以降、九州大学を含む一部の国立大学⁴へと波及し始めた。本稿の目的は、(1) 著者が勤務する九州大学におけるプレアドミッション支援を素材として、我が国の国立大学（大学院課程）における FCE の実践と課題を明らかにするとともに、(2) プレアドミッション支援の導入が、FCE の促進（＝東京規約の基本理念の実現）と事前内諾制の課題克服の両方を同時に満たす有望な選択肢であることを示すことにある。

2. 先行研究の検討

我が国における FCE の実態を扱った先行研究としては、2007 年に実施された本邦初の FCE 実態調査の分析を含む太田・芦沢・黒田（2013）と、東京規約の発効を見据え、日本の全大学を対象に 2014 年に実施されたアンケート調査の結果と分析をまとめた大学評価・学位授与機構（2016）がある。太田他（2013）は、中韓における FCE の実態及び FCE をめぐるヨーロッパ諸国間の地域連携

の概観を含み、発表から 10 年以上経過した今も参考になるところが少なくない。大学評価・学位授与機構（2016）は、日本の大学の FCE にかかわる調査としては、最新かつ最大規模のものであり、東京規約発効前における日本の FCE の実態と課題の把握に役立つ。

本稿で言うところのプレアドミッション支援を扱った研究としては、京都大学と大阪大学の FCE の現状・課題・展望について論じた李・石川・韓（2018）と京都大学アドミッション支援室⁵（以下、京大 AAO）設置の沿革を扱った韓・河合（2012）がある。韓・河合（2012）では、当時、中国人学生が日本留学に対して有していた問題意識の究明から AAO 設置に至るまでの経緯が克明に記されており、プレアドミッション支援黎明期の様子を知るためにも貴重な文献である。李他（2018）は、大阪大学におけるプレアドミッション支援の現状の把握に役立つだけでなく、我が国の大学における留学生志願申請の諸問題ならびに FCE の現状について知るためにも必読と言える。

東京規約の実装を念頭においた先行研究としては、野田（2019）および赤松（2022）が挙げられる。東京規約の締約国には国内情報センター（ナショナル・インフォメーション・センター：NIC）の設置が義務づけられているが、2019 年 9 月、本邦初となる NIC が大学評価・学位授与機構によって立ち上げられた。野田（2019）は、ユネスコ主導による高等教育の学位・資格の相互承認に関する一連の地域規約―東京規約もそのひとつである―の簡便な叙述に加え、大学評価・学位授与機構による FCE 調査結果の概要と主要な論点の考察を含み、日本版 NIC の現状、地域連携に向けた課題と展望の理解に役立つ。

東京規約は、締約国によって付与された学歴・資格の評定に際して、「得られた知識の技能」の同質性を重視し、「実質的な差異」が認められない場合は資格を認証すべきことを規定しているが、残念ながら我が国では同等性・接続性を検証する視点に乏しい。かかる現状認識の下、赤松（2022）は「大学が将来に亘り堅牢な FCE を遂行するため」に、UK ENIC やアジア文化会館（ABK）のような FCE 専門機関との「協業」を提案する。赤松の提案にとって、大学の運営元（私立と国公立）の違いはさしたる意味を持たないが、その一方で、その射程は学士課程に限定されている。だが、実のところ、FCE に対する必要性、期待、要求される質は、運営元と課程によって大きく異なる。例えば、学士課程では、多くの場合、運営元の別を問わず、全学組織（例：入試課）が留学生の選考を主導している。対照的に、大学院課程では各部局が学生選抜に最終責任を持つことが多い。また、先にふれたとおり、国立大学の大学院課程では、原則、事前内諾制が採用されているが、教育を主たるミッションとする私立の大学院では事情が異なる。本稿は、プレアドミッション支援の現状の克明な記録であると同時に、国立大学の大学院課程に照準を合わせた提案を含む点において先行研究とは異なる独自の存在意義を持つといえる。

3. 九大 PSD によるプレアドミッション支援と FCE

九州大学（以下、九大）では、国際戦略企画室の一角を占めるプレアドミッション・サポートデスク（以下、PSD）がプレアドミッション支援を担当している。PSD は、2022 年 5 月、歯学府のみを対象とするパイロット事業としてスタートしたが、その後、導入部局を 10 まで増やし現在に至っている。東京規約の目標の実現（あるいは FCE の体系的実践）という観点からすれば、それがごく一部の部

局でのみ利用されている事実一つをとりあげても、PSD の貢献はあくまで限定的なものにすぎない。その一方で、PSD の活動が一定の成果を上げていることも厳然たる事実である。本節では、プレアドミッション支援の具体例として九大 PSD の活動の実態を明らかにしたい。

3.1. PSD 支援の流れ

九大 PSD では、京大が開発したオンライン申請システムを若干の変更⁶とともに導入し、概ね次のような流れでプレアドミッション支援を行っている（図 1）。

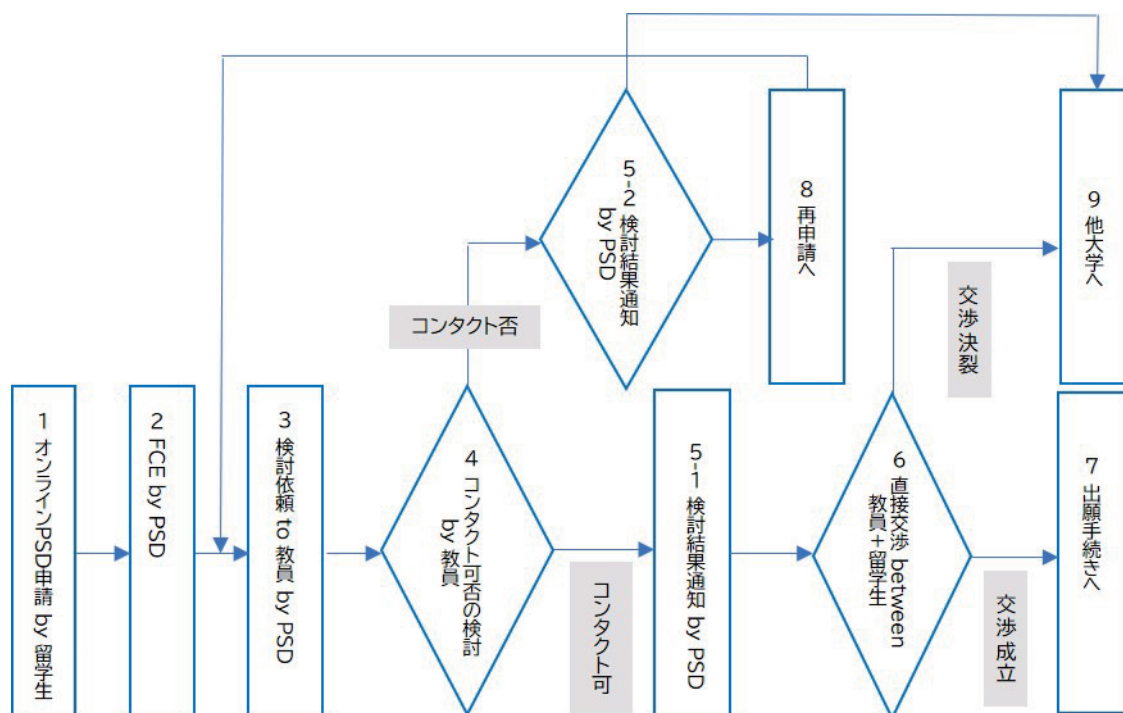


図 1 九大 PSD 支援の流れ（出典：廣瀬・花井・木村 投稿中）

1. オンライン PSD 申請 by 留学生: 教員 Y とのコンタクトを希望する留学生 X は、個人アカウント作成後、オンライン画面上で申請を行う。
2. FCE by PSD: X から申請があり次第、PSD は X の学歴・資格の真偽を検証し、九大大学院への出願資格を充足するものかについて評定を行う。PSD による一連の業務の中で、FCE が業務ボリューム的には最大であり、その限り、PSD の核心は FCE にあると言えよう。（その詳細は 3.3 で扱う。）FCE 結果の最終確認（クオリティコントロール）は、FCE 責任者が行う。FCE を担当する PSD スタッフは、終了後、調査結果の「承認」を FCE 責任者に依頼する。責任者は調査・検証結果を吟味し、内容に不備があれば担当者に修正および再調査を求める。一度で承認が出ることもあれば、数回のやりとりの後に初めて承認が出ることもある。これらのやりとりはすべてオンラインシステムを用いて行われる。
3. 検討依頼 to 教員 by PSD: 承認手続きが終了すると同時に、PSD は Y に対して X による直接コンタクト可否の検討を依頼し、Y が X との直接的な交渉を希望するか否か（内諾そのものを与えるかではない）を確認する。

4. コンタクト可否の検討 by 教員: Y は申請者から提出された資料 (例: 研究計画書), FCE 調査結果, 大学ランキング等の追加情報を基に, X からの直接コンタクトの可否について判断する。
- 5-1. 検討結果通知 by PSD: Y がコンタクト「可」と判断した場合, PSD は, X にその結果を Y の連絡先とともに通知する。その時点でアドミッション支援は終了する。ただし, 教員が希望すれば, 追加でオンライン面接の日程照会を行う。
- 5-2. 検討結果通知 by PSD: Y がコンタクト「否」の判断を下した場合, 原則, X は Y に直接連絡することは許されない。 Y が直接交渉を希望しない場合, PSD は X に他の教員との交渉を希望するか否か打診する。
6. 直接交渉 between 教員+留学生: コンタクト「可」の連絡を受けた X は, 結果通知に記載の e メールを用いて Y に直接連絡することを許可される。 Y が X に連絡したときから, 両者のあいだで受入れの可否に向けた直接交渉が始まる。
7. 出願手続きへ: 直接交渉の結果, Y が X に内諾を与えた場合, 部局内における正式な出願手続きへと移行する。
8. 再申請へ: Y による検討結果がコンタクト否のとき, X は希望すれば他の教員を指名して再申請することができる。その場合, 微調整を加えつつ, 上記のプロセスを繰り返すことになる。
9. 他大学へ: 直接交渉の結果, Y の内諾を得ることに失敗したり, あるいは, Y によるコンタクト可否検討の結果は「否」であったが, (他に指導を希望する研究者が九大に存在しないなどの理由で) 再申請する権利を行使しない場合, X は他大学に進学する可能性を模索することになる。

3.2. PSD 利用の現状

3.2.1. 利用部局一覧

九大は 19 学府 (=大学院) 45 専攻からなる総合研究大学である。しかしながら, 2024 年 9 月現在, PSD 支援を導入しているのは, 8 学府と 2 専攻にとどまる。もともと歯学府のみを対象にパイロット的にスタートしたが, 全学的な PSD 導入を目指し, 諸学府との対話及び学内プロモーションに精力的に取り組んできたことが奏功し, PSD 採用部局は, 入学定員の少ない小規模部局を中心に 10 部局まで増えた。それ以降, 5.1 で述べる理由から採用部局数は伸び悩んでいる。

表 1 PSD 導入部局一覧

学府単位で導入	専攻単位で導入	教員単位で導入
1 人間環境学府 2 経済学府 (研究生のみ) 3 数理学府 4 歯学府 5 薬学府	6 医学系学府 保健学専攻 7 統合新領域学府 ライブラリーサイエンス専攻	8 理学府 9 システム生命科学府 10 工学府

表 1 にある「学府単位で導入」とは, 学府の全構成員が, PSD によるアドミッション支援申請を完了していない留学生からのコンタクトを原則として認めない採用形式を言う。ただし, 実際には, 従来通り PSD を介さず終始留学生との直接的な交渉を希望する教員も少なくない。また, 助教や講

師は必ずしも留学生の指導権を持つわけではない。そのため、名目上、学府単位で PSD を導入している部局であっても、必ずしもその全構成員が PSD を利用しているとは限らない。「専攻単位で導入」と言うとき、PSD の利用の仕方としては上記に準ずるが、学府全体ではなく、それを構成する複数の専攻の一部が PSD を利用する形態を指す。「教員単位で導入」とは、PSD の利用方法を部局として一律に定めず、利用するか否かを含めて各教員の裁量に委ねる導入方式を言う⁷。

3.2.2. 2023 年度の PSD 申請状況ならびに採択率

2023 年度の総申請数は、導入部局がまだ少ないこともあり 164 名（最終的に支援対象外となった 4 名を含む）にとどまった。最も希望者が多かった入学カテゴリーは「研究生」で 88 件（54%）の申請があり、42 件（26%）で「修士課程」、30 件（18%）で「博士課程」がそれに続く。国籍ごとの申請数を見ると、中国出身者からの申請が 101 件で全体の 60%を占め、パキスタン（9 件）、インドネシア（8 件）、台湾（5 件）、韓国（3 件）が続く。（表 2 参照）地域別にみると中国を擁するアジアが 140 件で圧倒的なシェアを誇り、13 件の申請者を出した中東（北アフリカを含む）が 2 位につけている。

全体を通した採択率—教員への検討依頼件数に対する「コンタクト可」の割合—は 40%（164 件中 66 件）であった。ただし、中国からの申請に限定すると 46%（101 件中 46 件）となっており、全体の採択率より 6%程度高い。対照的に、中東は申請数こそアジアに次いで二番目に多いが、採択率が 23%（13 件中 3 件）と際立って低い。その直接的な理由としては、そもそも PSD から教員への検討依頼に到達する件数が、他の地域からの申請者に比べて極めて少ないことがあげられる。

2023 年度の全申請について見ると、教員に対する直接交渉可否の検討依頼にまで到達したケースは 164 件中 120 件（73%）であった。結果的に 120 人中 66 人（40%）が志望教員との直接交渉の機会を得た。残りの 54 名（33%）は最終的に直接交渉を許可されなかった。データ収集時に検討中であった 3 件を除くと、41 名（25%）が可否検討の依頼段階に到達しなかったことになる⁸。

3.2.3. PSD 支援に要する時間

申請から検討結果の通知まで PSD 支援の全行程にはどの程度の時間を要するのだろうか。2023 年度、検討依頼にまで達した 120 件のうち、59 件（49%）は一週間以内に全行程が完了し、その半数以上を占める 33 件（28%）については、3 日以内に全行程が完了している。その一方で、8 日から 14 日要したケースが 22 件（18%）、15 日以上要したケースが 39 件（33%）あった。だが、大学の一斉休業や PSD スタッフの年次休暇、週末を挟む継続案件等を除けば、PSD を原因として FCE に 3 日以上要したことはなく、大半は学生および教員の個別事情に由来する⁹。このことは FCE 自体に要する日数を見ても明らかであり、120 件中 62 件（52%）は 3 日以内に FCE が終了している。なお、PSD では優秀な学生をタイムリーに採用するために「ファストトラック制度」を導入し、有名大学の卒業生、高名な研究者に指導を受けた学生、被引用回数の高い論文を発表している若手研究者から申請があった場合、FCE 開始と同時に教員に通知し、検討プロセスを簡略化している¹⁰。

表 2 2023 年度国籍別申請件数

国名	申請結果						国・地域別 申請件数
	コンタクト可	コンタクト否	依頼前音信不通	検討依頼中	支援対象外	その他	
アジア地域	59	47	20	3	4	7	140
中華人民共和国	46	33	14	1	3	4	101
パキスタン		6	2			1	9
インドネシア	1	3	2	1		1	8
台湾	4	1					5
韓国	2		1				3
香港（中国とは別に算出）	1		1				2
バングラデシュ	1	1					2
インド	1				1		2
マレーシア		2					2
ミャンマー	1	1					2
スリランカ				1			1
ベトナム	1						1
モンゴル						1	1
日本	1						1
中東地域（含：北アフリカ）	3	4	3	0	0	3	13
エジプト	1	3	2				6
イラン						1	1
クウェート			1				1
シリア						1	1
スーダン	1						1
チュニジア	1						1
パレスチナ						1	1
ヨルダン		1					1
ヨーロッパ地域	3	2	0	0	0	0	5
イタリア	1						1
スペイン		1					1
フランス	1						1
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1						1
英国		1					1
アフリカ地域	0	1	3	0	0	0	4
ガーナ		1	1				2
ナイジェリア			1				1
モザンビーク			1				1
北中南米地域	1	0	0	0	0	0	1
カナダ	1						1
オセアニア地域	0	0	1	0	0	0	1
オーストラリア			1				1
総計（32か国・地域）	66	54	27	3	4	10	164

3.3. PSD 支援の根幹としての FCE

FCE は、PSD 支援を構成する業務の中でも、複雑さ、必要とされる経験と専門知識の質と量、求められる時間と忍耐等あらゆる点において格別である。その意味で、PSD 支援の核心は FCE にある。この点はプレアドミッション支援を導入しているすべての大学の賛同を得られるのではないだろうか。さらに、FCE は東京規約の実装との関係においても最も重要な活動であり、ある程度細部にまで踏み込んで論じてみたい。

3.3.1. 実質的な意味における FCE と FCE+ α

2024 年 6 月から 7 月にかけて PSD が九大教員 166 人を対象に実施したアンケート調査（以下、PSD 調査）によれば、回答者 86 人中 59 人（69%）が、自らもしくは同僚とともに、学歴・資格等の確認作業（FCE に準ずる作業）を行っていた。それらをまったく実施していない教員も部局を問わず 20%程度（86 人中 17 人）存在する。いずれにせよ、FCE が専門知識と経験なしに容易に遂行可能である、あるいは不要である、とする時点で FCE の意義と困難さに対する認識の欠如が疑われる。また、3.3.2 で紹介する二つの FCE 実態調査からは、FCE 担当者自身も信頼するに足る情報の確保に苦心している様子が窺える。

PSD では、(i) 最終学歴と修業年数の確認など「形式的」なものだけでなく、(ii) 提出書類の真正性の確認、(iii) 出身校の認可有無の確認など「実質的」な意味における FCE を実践している。また、これらに加え、PSD ではコンタクト可否に関する教員の判断を容易にするため、(iv) 申請者の語学力情報、(v) 申請者の母国の教育制度、(vi) 成績証明書の見方¹¹、(vii) 外国ユーザーリストの該当の有無、(viii) 大学ランキング情報等を併せて提供している¹²。例えば、世界大学ランキングに関して QS と THE の最新版における順位、その他必要に応じて地域ランキング、科目別ランキング、国内ランキング情報を提供している。また、全 PSD 申請の 6 割を占める中国については、985 工程、211 工程、双一流の該当の有無、校友会ランキングの順位についても調査結果を提供している。本稿では、便宜上、FCE プロパーとこれらの追加調査を併せ、「FCE+ α 」と呼ぶことにしたい。なお、現状、FCE プロパーの一部とされる海外の教育機関における学習履歴や学習成果の評価にまでは踏み込めていない¹³。

3.3.2. FCE 実践のためのリソース

日本の大学の FCE に焦点を当てた調査としては、芦沢・堀江両氏を研究代表者とする基盤研究の一環として 2005 年 12 月から 2006 年 2 月にかけて行われた「国内の高等教育機関における外国成績・資格評価システムについてのアンケート調査」（以下、2006 年調査）と、大学評価・学位授与機構が、我が国の全大学を対象に 2014 年 2 月から 4 月にかけて実施した『『外国での学習履歴の審査』および『海外で修得した単位の認定』に関する実態調査』（以下、2014 年調査）がよく知られている。これらの調査から、我が国の大学で行われている FCE は基本的に最終学歴や修業年数の確認など形式的なものに限定される傾向があることが分かる。また、提出書類の真贋の確認など実質的判断が必要とされる場合も、担当教職員の経験や知識に依存するとの回答が多くを占め（2006 年調査では 84%；2014 年調査では、学士課程入学時 51%/大学院課程入学時 48%[複数回答可]）、外部の第三者機関を利用しているとの回答はほぼ皆無（2006 年調査では 0%；2014 年調査では、学士課程入学時 1%/大学院課程入学時 1%[複数回答可]）であった（芦沢他、2013: 180-181; 独立行政法人大学評価・学位授与機構、2016: 22-27）。

FCE は修業年数の確認など形式的なものにとどまる限り、さほど労力を必要としないが、提出書類の真正性や出身校の認可の有無の確認などが必要となった途端、難易度が急上昇する。PSD では形式・実質の両面から FCE を実施するにあたり、文部科学省（「世界の学校体系」）、NIAD-QE（“QA Updates”）、NIC-Japan（「外国の教育制度について」）、WES（“Education System Profiles”）などを

適宜参照しているが、なかでも重宝しているのがイギリスに本拠地を置く Ecctis が提供するデータベースである（メンバー制，有料¹⁴）。Ecctis は，英国政府の委託を受け，UK-ENIC（英国国家情報センター）のための公的な認定業務を行うほか，海外の資格やスキルの認定・評価に関するソリューションやアドバイスを提供する組織として世界的な信頼を得ている。現状，Ecctis 提供によるデータベースなしに PSD の業務は成り立たない。それは主要な国々の最新の教育制度情報を網羅しており，各国で正式に認定されている大学のリスト，修業年数，成績の評価方法などについても詳細かつ正確な情報を得ることができる。これを利用することでディプロマミル等の不穏なケースの大半は把握可能だと思われる。各国の大学で発行された学位記や成績証明書等のサンプルにもアクセスできる。大学によって学位記や成績証明書の体裁は異なるが，ある国の複数の高等教育機関から発行された証明書サンプルを比較することで，どのような情報が，どのように記載されているか（例：署名者はだれか？何名か？成績の記載があるか？現地語のみか？英語との併記か？）について知ることができる。データベースに必要な情報が見当たらないときは，（どのレベルの会費を納入しているかにもよるが）Ecctis 本部に照会することができる¹⁵。

3.3.3 FCE 事例紹介

次に，FCE+ α が専門的知識を要請する営為であること，そして教員による直接コンタクト可否の検討時に役立つことをいくつかの実例（実質的な意味における FCE 結果の一部）とともに示したい。なお，これらの情報は主として Ecctis データベースから得られたものである。

○ ミャンマー

ミャンマーの大学から Bachelor (Pass) を付与された学生から PSD 申請があった。ミャンマーの大学が付与する Bachelor と呼ばれる学位には，(i) Bachelor (Pass) , (ii) Bachelor (Honours) , (iii) Bachelor (Professional) の三タイプがある。専攻が同じ場合，Bachelor (Honours) の保有者は直接的に修士課程への出願資格を有するが，Bachelor (Pass) 及び Bachelor (Professional) の保有者については必ずしもそうとは言い切れない。大学によっては，後者への出願の前提として，1 年間の「Master's Qualifying プログラム」を受講することを義務づけている。こうした学歴・資格の同質性・接続性に関する情報は，原則として教員と共有し，検討時に配慮するよう依頼している。

○ 中国

中国では学歴証明のデジタル化が進み，2017 年夏以降に中国の大学を卒業した学生であれば，中国教育部が管理運営する CHSI サイト上で真正性の確認を行うことができる。PSD 申請の約 6 割は中国の高等教育機関を卒業した中国人学生からのものだが，なかには「本科」ではなく「専科」課程しか終えていない者，「普通教育」ではなく「成人教育」を受けていたり，「独立学院」と呼ばれる単科大学を卒業した者も少なからず存在する。それらの学歴・資格の同質性・接続性の判断には注意を要する。例えば，専科課程を卒業した者は学士号を持たない。また，独立学院はその設立経緯との関係で，その名称の一部に高名な大学の名を含むことがあるが，経営上それらはまったく別の組織である。（例：廈門大学 ≠ 廈門大学嘉庚学院）

○ インド

これまで PSD 申請のあったインドの大学卒業者の過半数は、Affiliated College（以下、AC）として知られる高等教育機関で教育を受けている。インドには 10,000 校を超える AC が遍在しており、さまざまな教育プログラム（大半は、学部レベルだが、修士レベルの教育を提供する機関もある）を提供している。だが、AC は学位授与権を持たない。そこで学位授与権を持つ大学が AC を卒業あるいは修了した者に対して、学位を出す仕組みが整備されている。それらの大学は、Parent Institution（以下、PI）と呼ばれる。Ecctis にある認定高等教育機関リストに AC の名はないが、AC で教育を受けた者は、オンライン申請の学歴欄に例外なく AC の名を記入してきた。また、成績証明書は AC 名で発行されるが、学位記は PI 名で出される。そこで、オンライン申請書ならびに成績証明書に記載されている教育機関（AC）の名と、学位記に記載されている大学（PI）の名が食い違うという事態が起こる。AC と PI の違いに関する認識を欠く場合、証明書の真贋について誤った判断を下すなど、大きな混乱を招く可能性がある。

○ フランス

フランスの大学には大別して（1）グランゼコールと（2）ユニヴェルシテのふたつがある。前者は、18 世紀から続くエリート養成校であり、選抜試験なしに入学可能なユニヴェルシテより難易度が高く、各界にリーダーを輩出している。PSD 設置以降、どちらの出身者からも申請があった。一般的にグランゼコールの教育研究レベルの方が上だとされるが、それらの名は世界大学ランキングには出てこない。というのも、グランゼコールはいくつかのグループごとに「連携研究大学」と呼ばれる一群を構成しており、それらがランキングの対象とされているからである。例えば、以前、École Nationale des Chartes（フランス国立古文書学校）というグランゼコールの出身者から申請があったが、PSL（Université de recherche Paris Sciences et Lettres）という名で検索しないと世界大学ランキングには出てこない。大半の教員は、（1）と（2）の違いに関する認識はあっても、（1）がどのような形態や名称で世界大学ランキングにエントリーしているかについて知る者はさほど多くないのではないかな。こうした事情についても、検討依頼を出す際に注意を喚起している。

○ インドネシア

2023 年度、8 名のインドネシア国籍の学生から PSD 申請があったが、そのうち 1 名は「大学（universitas）」ではなく「ポリテクニク（politeknik）」出身者であった。大学が付与する学士号は S1 と呼ばれ、S1 の保有者は、（専攻が同じであれば）原則、無条件で修士課程への出願資格を持つ。それに対して、ポリテクニクが付与する学士号は D4 等¹⁶ と呼ばれ、その保有者が自国の修士課程への出願資格を持つか否かについては、一概に言うことができない。大学によっては、修士課程に進む条件としてブリッジプログラムの履修を求めることがある。こうした情報も、必ずしも広く知られているとは言えないが、学歴・資格の同質性・接続性の観点から、教員自身がふまえておくべき情報であると思われる。

○ さまざまな成績評価の手法

PSD では、成績証明書の提出を義務づけているが、さまざまな様式・形態のものがあ

を正確に評価するためには、やはり専門知識が欠かせない。九大の評価方法と大幅に異なる成績証明書の提出があった場合、PSD ではその解釈のしかたについて調査し、その結果を検討依頼の際に教員と共有している。

例えば、中国の大学が発行する成績証明書だが、九大教員にとって比較的なじみがあるとは言え、実際にはさまざまなスタイルがある。2017年にオンライン認証システムが導入されてからは、成績証明書、卒業証明書、学位証明書の真贋の確認は非常に容易になった。とはいえ、成績表の解釈については依然として注意が必要である。例えば、GPAの算定方法は統一されておらず、これまで最高評点を4.0および5.0とする大学の出身者から申請があった。また、イングランドの大学と中国の企業が共同出資して設立した大学（University of Nottingham Ningbo China）の卒業生から提出された成績証明書ではイングランド式の評価方法がとられていた。

フランスの高等教育機関では、欧州共通の単位換算方式であるECTS（European Credits Transfer System）と20点を最高点とし、10点を可（*Passable*）とする伝統的な成績評定方法が並行して用いられている。課程を通しての平均成績は4等級（*Mention très bien/ Mention bien/ Mention assez bien/ Sans mention*）に分類され、学位記に記載されることも多い。なお、20点中何点がどの等級にあたるかは、フランス国内で共通であり、それを確認することで、申請者の学術レベルを比較的容易に予測することができる。イングランドの伝統的大学も最終評価を下す際、4等級方式（*First/ Upper-Second/ Lower-Second/ Third*）を採用している。また、フランスや英国を領主国としていたアジア・アフリカの国々では、旧領主国の成績評価方法を踏襲しているケースが多くみられる。

これらの事例は、PSDのようなプレアドミッション支援専門ユニットにFCEを一任することの合理性を傍証するものではないだろうか。

4. PSD導入のメリットと期待される効果

本節では、PSD支援を導入することで得られるメリットならびに期待される効果について論じる。これらはすべてPSDだけでなく、プレアドミッション支援一般に当てはまると考えられる。

4.1. 教員の業務負担の軽減をもたらす

データによれば、PSD利用のメリットとして確立されつつあるのが教員の業務負担の軽減である。PSD導入前は、必要書類の提出依頼から、学歴・資格等の確認、質問に対する回答、面談の設定、受入れ可否の判断、事後連絡、部局内における手続き等、申請者とのコミュニケーションにかかわる業務のすべて、あるいはその大半を各教員が個人的に（あるいは所属研究室の協力を得て）行っていたと思われる。既述のとおり、PSD調査の対象となった部局では、その構成員の70%近くが自らFCEに準ずる作業を行っている。だが、PSDを利用すれば、そうした煩雑な作業をすべてPSDに委ねることができる。実際、日本の高等教育制度に照らして、大学院への出願資格を欠くと推測される申請者が存在する。また、学歴・資格等の評定だけでなく、その前（例：必要書類の提出依頼）にも、その最中（例：不備のある書類の再提出、追加書類の提出依頼）にも学生との子細にわたるやりとりが発生する。しかし、PSDにそれらのハンドリングを委ねることで教員の業務負担を

減らすことができる。

2023 年度の PSD 活動データがそのことを裏づけてくれる。2023 年度に申請のあった 164 件のうち、検討依頼まで至らなかったケースは 41 件 (25%) あり、教員との直接交渉が発生しなかったケースは 54 件 (33%) に上る。すなわち、2023 年度に PSD が扱った全申請の 58% (164 件中 95 件) につき、教員と学生との間に直接的なやりとりが発生しなかった。これらすべての指導依頼メールに個人的に対応していたと仮定すると、PSD を利用することで、教員は交渉前に発生する 6 割近い業務から解放されていたことになる。さらに、3.3.3 で論じたとおり、PSD では FCE+ α として、証明書各種の真贋の検証など FCE プロパーを行うだけでなく、教員にとって重要な判断材料となる情報を追加的に提供している。これらの追加的情報も教員が自ら収集しようとするれば相当の時間を要することだろう。FCE+ α は、教員自身が調査に要する時間を短縮し、また、申請者に対するより客観的な判断を容易にすることで、大幅な時間の節約を可能にすると言ってよいのではないか。

4.2. 選抜プロセスの透明化、公平性の確保が可能に

データを示しつつ論ずることはできないが、選抜プロセスの透明化、公平性の確保といった観点からも PSD の利用にメリットがあると考えられる。日本の国立大学 (大学院課程) の選抜制度は、独特の慣行である事前内諾制と相まって、必要以上に複雑かつ不透明であるとの批判を受けてきた。くわえて、志望教員と事前に連絡をとることが不可欠であるにもかかわらず、それを可能にするための仕組みが未整備のままに置かれていることが少なくない。指導依頼メールに対する返答の有無がランダムに決まることもあり、公平性の観点からも問題がある。PSD を導入することで志望教員へのコンタクトを容易にするとともに、一連の出願前プロセスの中で、自身がどの段階にいるかが可視化される。このことは (部分的であるとはいえ) 選抜プロセスの透明化をもたらし、結果的に留学生のあいだの不公平感とフラストレーションの軽減をもたらすのではないだろうか¹⁷。

4.3. 東京規約の実装に貢献

努力規定に過ぎないとはいえ、東京規約および FCE ガイドラインの中には「権限ある承認当局」たる各高等教育機関によるアクションを求めるものが少なくない。例えば、FCE ガイドラインに次のような規定がある。

III.1.1 我が国の高等教育機関は、申請者から求めがあった場合には、適時かつ適切に、当該申請者が有する資格を評定するものとする。その際、当該資格の評定が申請者の得た知識及び技能に主たる焦点を合わせたものであり、また、その手続及び基準が、透明性、一貫性、信頼性及び公平性を有し、かつ、差別的でないものであることを確保する。

III.1.4 我が国の高等教育機関は、資格の評定に係る決定を、申請者から全ての必要な情報が提供された時から、各高等教育機関で予め定める合理的な期間内に行うものとする。

日本の大学院入試に関して言えば、直接的には募集要項に記載のある「出願前資格審査」に関係するが、その実体は修業年数等を確認する作業 (「形式的」な意味における評定) でしかなく、「申請者の得た知識及び技能に主たる焦点を合わせたもの」 (「実質的」な意味における評定) とは言い

がたい。また、PSD 調査によれば、教員の 12% (86 人中 10 人) が、指導依頼メールを無視しているが、指導教員の同意なしには出願できないという事実を鑑みたとき、このことは「資格の評定に係る決定を」「予め定める合理的な期間内に行う」努力を怠っているとの解釈を許しかねない。しかしながら、各部局は PSD にアドミッション支援/FCE を委託することで、東京規約の要請を少なくとも部分的に満たすことができるのではないだろうか¹⁸。

4.4. ふたつのリスクの回避が可能に

PSD を利用することで、現在の選抜方法が内包するリスクを回避する可能性が高まる。PSD 調査によれば、すべての指導依頼メールに対して何らかの対応を行っている教員は 3 割 (回答者 86 人中 26 人) にすぎないが、留学生に対する対応の不備は少なくとも二つのリスクを内包している。一つ目のリスクは高い潜在能力を有する学生を取り逃がすことにかかわるものである。しばしば指摘されるとおり、少子化が急速に進む中、我が国の大学がその研究力を強化していくためには「優秀な」外国人留学生に頼らざるを得ない。優秀な留学生を獲得するため、どの大学も知恵を絞っているが、PSD 申請書を見る限り、創造的で、豊かな学術的才能を持つであろうと思しき者が相当数存在する。それらの学生は能力が高いにもかかわらず、現行の留学生選抜制度のなかではチャンスを与えられぬまま埋もれていくことすらある。だが、PSD を活用することで、リクルーティングにかかるコストを抑制しつつ、適切な質の管理とともに潜在能力の高い留学生を発掘しうる。二つ目は、いわばレピュテーション・リスクとも言えるものである。留学生はむろん自身が大学の重要なステークホルダーであるが、ライフステージに応じて様々な姿 (研究者、雇用主、篤志家、学生の保護者等) で大学と関わり続ける。留学生に対してリスペクトを欠く対応を続けることで、中長期的に大学の評判を落とすリスクを抱え込むことにもなりかねない。しかし、PSD を有効活用することで、これら二つのリスクを大幅に抑えることができるばかりか、より多くの、潜在能力の高い外国人留学生を、より迅速かつ効率的に採用することが可能になる。

この点については、量的データを用いてその正当性を主張することもできなければ、上記三点と比べても論拠が薄弱であるとの批判があり得るかと思う。だが、少なくとも「九大に関心を抱く留学生を軽視する選抜方法を継続する方が、これまで以上に優秀な学生の発見を可能にし、一層レピュテーションを強化することにつながる」と考えるほうがよほど理不尽ではないだろうか。

5. 九大 PSD 支援の課題

ここまで PSD 支援の現状とメリットについて、若干の解説・分析を交えつつ論じてきた。むろんすべてが順調に進んでいるわけではなく、短期的見地からも、中長期的見地からもさまざまな課題がある。本節では、PSD が今まさに直面している三つの課題 (5.1-5.3) と今後ウェイトを増してくるとされる二つの中長期的な課題 (5.4-5.5) について論じたいと思う。これらのうち、後者については、九大 PSD だけではなく、プレアドミッション支援一般に共通の課題であると考えられる。

5.1. 全学展開が難航 (課題 1)

計 19 学府のうち、PSD を利用しているのは 8 学府にすぎない。またすでに導入済の部局であっ

でもそれらの部局の定員を基準としたとき、利用率は依然として低い。その原因は PSD 支援の提供者である「大学事務局」と利用者である「教員組織」双方にあると考えられる。

5.1.1. 教員サイドの要因

教員組織側の要因としては、第一に PSD に対する認知度の低さがあげられる。PSD 調査では、教員単位で PSD を導入している二部局に関して、理学府所属教員の 67% (18 人中 12 人)、システム生命科学府所属教員の 57% (21 人中 12 人) が PSD について耳にしたことがないとの結果が得られた。さまざまな理由が考えられるが、まず、HP 上の入試関連箇所や、募集要項における PSD の記述が極めて限定的であり、かつ教授会等でその活動が取り上げられる機会も限られているため、時を置かずして忘れ去られていくことがあげられる。また、上記二部局への入学を希望する留学生も PSD の情報に接する機会がない (5.3 参照) ことから、従来通り教員に連絡を試みる。教員もまた PSD の存在を了知していない以上、PSD を通すよう指示することができず、従来通りのやりとりが続くことになる。くわえて FCE の重要性・専門性に対する理解や関心の欠如 (3.3.1 参照) も、PSD に対する認知度の低さに貢献していると思われる。

PSD 導入に対してそもそも否定的な教員も少なくない。PSD 調査から、約 58% (86 人中 50 人) の回答者が「PSD を導入することで業務負担が増えるのではないか」、約 14% (86 人中 12 人) の回答者が「採用のタイミングが遅れることで、逆に優秀な留学生に逃げられるのではないか」との懸念を抱いていることが判明した。しかし、これらの懸念が根拠を欠くことはデータ上明かである (4.1 参照)。とはいえ、実際に利用することなく PSD のメリットを実感することはできない。部局向けのプロモーション活動を通して、これらのデータを紹介し、説得に努めているが、これまでのところ大きな変化はみられない。

5.1.2. 本部サイドの要因

大学事務局側の要因としては、リソースの欠如が最重要課題としてあげられる。リソースの問題は、人材、財政の両面から論じることができるが、まずは人材面から見ていこう。現在、PSD はフルタイム教員 1 名＋パートタイム職員 2 名の 3 名体制で運営されている。とはいえ、パートタイム職員は 2 名で 1 人のフルタイム勤務時間をカバーする形態を採用しており、実質的には 2 名体制だと言える。また、3 名とも年度更新の有期契約であり、承継職員の配置はない。その限り、学内における PSD の運営基盤は脆弱なままに置かれている。

財政面における課題は、運営予算の問題に収れんする。実績十分とは言えない中、大学としては相応の配慮を示してくれているとはいえ、現在の PSD の運営予算は年間 1,000 万円程度であり、その重要性に照らして十分とは言えない。この額で、人件費、Ecctis 年会費、オンライン申請システム保守費用のすべてを網羅している。このことは、PSD の利用が拡大し、業務量が大幅に増えたとしても新規にスタッフを採用するための予算を欠き、迅速かつ的確な支援の提供が困難になる可能性を示唆する。なぜ限られた予算しかないかと言えば、PSD 設置当初、最小の規模から始め、漸進的に体制を強化する手法をとったところに原因がある。日本の国立大学の予算は執行年度の前年に決まる以上、概算要求の時点で計画されていなかった取組みに予算を見つけることは容易ではない。

また、現時点では、導入部局数が限られていることもあり、実績もまた限定的で、将来的な重要性に訴える以外、追加的予算を要求する根拠に乏しいのが現状である。これら大学事務局側の諸事情は、PSD の利用を全学的な規模で訴求することを難しくしている。

5.2. 部局入試との連携が不十分（課題 2）

プレアドミッション支援を通して教員の内諾を得た学生は入学希望課程に正式に出願する権利を得る。だが、現状、それらへの出願書類として、PSD に提出済みの書類（学位記、成績証明書等）とほぼ同一のものを再度求められることになる。これは学生にとって大きな負担であり、大学に対する満足度（ひいてはレピュテーション）を引き下げる一因ともなる。

5.3. 部局における学生向け PSD 案内が不十分（課題 3）

事前内諾制を採用している我が国の大学院では、入学を希望する留学生がいかに優秀であろうと、指導教員が見つからない限り、出願申請することさえ難しい。PSD は、留学生支援の一環として、こうした状況を改善するために設置されたが、2024 年 10 月現在、募集要項中に PSD への言及があるのは、10 ある導入部局のうち歯学府と数理学府のふたつにすぎない。ホームページでは比較的詳しい案内を載せている部局（例：歯学府、薬学府、人間環境学府）がある一方、導入後 3 年近く経過した今も、留学生向け試験案内に PSD への言及が皆無の部局（例：理学府、システム生命科学府）が存在する。後者の場合、当然のことながら、留学生が PSD について知ることは容易ではない。

5.4. FCE 分析官の養成の難しさ（課題 4）

FCE は極めて専門性が高く、留学生を対象とする業務の中でもとりわけユニークな存在であると言える。プロとして FCE 業務を高いレベルでこなすには、各国の教育制度に関する知識や語学力、クライアントである留学生や学内外の関係者と円滑にやりとりを行うためのコミュニケーション力は当然として、著者の経験上、それらに加え、ある特定の気質・属性が必要であると考ええる。それらはどの業種や業務にとっても大事であり、FCE 業務が特殊なわけではない。だが、有能な FCE 専門家は下記の属性を一層高いレベルで必要とする。

第一に、ディテールに対するこだわり。例えば、海外の高等教育機関を卒業した学生の学位記に“Bachelor”あるいはそれに類する言葉が記されていても、必ずしも日本の大学への修士課程への出願資格を有するわけではない。FCE の専門家は、そうした紛らわしい用語や表現を鵜呑みにせず、可能な限り正確な情報を追求する必要がある。

第二に、信頼と警戒心のバランス。虚偽申告をしてくる学生、にせの資格証明を提出してくる学生は実際に存在する。他方、ウクライナの学生たちがそうであったように、戦時下で母校が機能不全状態にあり、評定のために必要な書類を準備できないケースもある。これらを両極として、それらのあいだに容易に一般化を許さぬさまざまな事案が存在する。例えば、ある主張について公式文書からは証明が難しいが、状況証拠から虚偽申告を疑う余地がないことがある。申請者本人ではなく、その母校の怠慢で必要な情報が得られない場合などがこれにあたる。FCE 分析官には、原則、

性善説に立ちつつも、情に流されることなく、ルールにそった一貫性のある対応が求められる。だが、例外的な案件においては、通常のルールが役に立たないときもある。そうした場合、例え明確な指針がなくとも、自ら決断する気構えが必要だろう。

第三に、言葉を正確に用いる姿勢と意欲。例えば、教育用語の中には、日常生活で誤用があってもさしたる問題はないが、大学関係者に対しては混乱を招きかねないものがある（例：卒業と修了、生徒と学生）。現状、FCE 担当者の大半は有期ないしパートタイム職員である。彼ら／彼女らはその職務経歴もさまざまである。教育機関における就労経験を欠く場合、例えば、「単位取得退学」の意味や、国費奨学金における「大使館推薦」と「大学推薦」の違いについて知らずとも何ら不思議はない。しかし、だからこそ、より一層、正確な言葉の用法に神経を尖らせねばならない。また、日英両語で業務を行う以上、英語でも同様の配慮が必要なことは言うまでもない。

第四に、学び続ける意欲と能力。学内の動き（例：国費奨学金の割当て、インバウンド留学戦略の改訂、授業料値上げ）、日本政府の動き（例：高等教育に関する条約の批准と国内法化に向けた動き、奨学金政策の変更）、高等教育をめぐる世界的課題（例：難民が避難先で高等教育を受けるための枠組み作りやマイクロ・クレデンシャルの認定に関する議論）など、PSD の日常業務に影響を与えうる環境の変化を相応の関心とともに追跡し続けなければ、正確かつ公平な FCE 調査は難しいだろう。

5.5. 東京規約への対応が不十分（課題 5）

4.3 で論じた通り、PSD は（例え部分的にであれ）東京規約の目標達成に奉仕する反面、その不十分さはそのまま東京規約への対応の不備に繋がる。例えば、FCE ガイドラインは、東京規約第四・七条及び第五・一章、二章を受け、我が国の高等教育機関は、「申請者の有する高等教育の資格がオンライン教育等の非伝統的な手法により取得されたものであっても、それが、当該資格が取得された締約国において高等教育の資格として認められているものである場合には、適切に評定する¹⁹⁾」としている。ここで示唆されているのは、マイクロ・クレデンシャル等への然るべき対応であろう。これらへの対応策を議論したり、準則を定めるのはあくまでも大学本部だが、それらなしには PSD の対応は一貫性を欠くものとなりかねない。また、東京規約第三・五章では、個別入学資格審査に関連して申請者が不服を申し立てる権利が認められており、FCE ガイドラインは、各高等教育機関が独自に整備する手続きに基づいて対応するよう定めている（III.1.5）。非伝統的な手法により取得された資格の場合同様、将来的にそうした申立てがあることを想定し、大学として早急にルールづくりを進める必要があろう²⁰⁾。

6. FCE 推進手段としてのプレアドミッション支援

以上、九大 PSD を素材として、我が国の国立大学におけるプレアドミッション支援、そしてその根幹をなす FCE の現状及び課題について論じてきた。現状、事前内諾制を敷く大学院の大半は、プレアドミッション支援のような留学生と志望教員をつなぐ制度的仕組みを欠いている。この事実は (i) 優秀な留学生と高い組織的レピュテーションへの要請と (ii) 東京規約の実装という一見没交渉に見える二点に関連して、さまざまな問題を生み出している。(i) に関して言えば、志望教員とのコミュニケーション

ンの成否を実質的に「運任せ」とすることで、留学生の抱く不公平感を助長するとともに、優秀な留学生の発掘機会を失い、レピュテーション・リスクを招来している。たまたま教員と連絡が取ることができ、運良く交渉をスタートすることができた場合も、FCE をまったく実施しないか、あるいはごく形式的しか実施しないことで、受入れを検討する際の前提となる基本情報を欠いたまま、交渉を進めることになる。

(ii) の見地から、「権限のある承認当局」として東京規約の基本理念の実現に対して主導的な役割が期待されている国立大学にとって、こうした「透明性、一貫性、信頼性及び公平性」を欠く対応を続けることに問題があるのは明らかだろう。

こうした状況において、これらの問題を一挙に解決する展望を与えてくれるのがプレアドミッション支援なのではないだろうか。東京規約の実装のみを念頭に置くのであれば、プレアドミッション支援以外にも他の選択肢が考えられる。赤松（2022）が主張するとおり、FCE 専門機関との「協業」は最も有望な選択肢のひとつだろう²¹。だが、事前内諾制を採用する我が国の国立大学（大学院課程）は、FCE の推進だけでなく、留学生と志望教員をつなぐ制度的仕組みを必要としている。だとすれば、指導希望教員への公平なアクセスと FCE 推進の問題を同時に解決してくれるプレアドミッション支援の導入が最も有望かつ現実的なのではないだろうか。プレアドミッション支援を導入することで、事前内諾制の不備にまつわるレピュテーション・リスクを阻却しつつ、実質的な意味における FCE を強化し、東京規約の実装に向けて貢献することができる²²。

それでは、プレアドミッション支援を導入するとして、九大 PSD の経験は何を語りうるだろうか。三つの提言としてまとめることができるだろう。

【提言 1】 スタート時から全学的に導入する。

東京規約の要請を満たすには、全学共通の制度や準則が適用されることが望ましい。そのためには、部局の下部組織ではなく、（PSD のような）全学共通利用組織にプレアドミッション支援の運用を委ねるべきであろう。また、プレアドミッション支援を全学共通利用組織に任せるとして、その際、（PSD がそうしたように）賛同する部局から徐々に利用部局を増やしていくボトムアップ型アプローチをとるのではなく、スタート時からトップダウンで全部局に導入を義務づけるアプローチが有効であると思われる。むろん、部局はそれぞれ固有の事情から自由ではない以上、大学として新システムの導入を義務化する場合、可能な限り相互理解のための話し合いの場を設けることが不可欠である。

【提言 2】 国および各大学レベルで必要な予算を確保する。

東京規約の目標の実現に対して最終的な責任を負うのは国である。日本政府がそれらの実現に向け、また現状の改善のため、必要なリソースを確保することが求められる。全国規模でプレアドミッション支援を推進するには、恒常的な予算の確保が不可欠である。他にも公募型の戦略的資金などを通してプレアドミッション支援を推進することは一考に値するだろう。むろん、プレアドミッション支援の担い手である大学側にも自助努力が必要なのは言うまでもない。政府からの十分な財政的支援が期待できない場合、プレアドミッション支援導入済み、または検討中の大学は、組織再編や業務の一層の効率化を通して恒常的な予算を確保する必要があるだろう。

【提言 3】 FCE 専門家の養成を大学横断的に進める。

海外の有力大学では、アドミッション・プロセスの一環として専門の学歴・資格分析官が FCE を行っている。この国でプロと呼べる FCE 分析官の数は限られているが、今後、優秀な留学生の獲得という国家的要請との関連でも、FCE が一層重要性を増していくことを念頭に置いたとき、我が国において FCE 専門家の養成は急務であると思われる。プロの FCE 分析官の育成には体系的な研修と時間、そして経験が欠かせない。現状、各大学がその責任を担っている。だが、より望ましいのは、文科省主導で、大学の垣根を超えた、高額な負担なしに参加可能な養成プログラムを立ち上げ、国レベルでプロの FCE 分析官を育てていくことではないだろうか。

確かにプレアドミッション支援はすべての大学にとって選択肢となるわけではない。プレアドミッション支援の有効性は、事前内諾制を採用する大学に限定されるだろう。しかし、現行の留学生選抜制度の骨格が不変であると前提したとき、プレアドミッション支援は、十分検討に値するオプションではないだろうか。

注

¹ <https://www.nicjp.niad.ac.jp/en/site/TokyoConvention.html> (閲覧日 2024 年 8 月 13 日)

² 例えば、九州大学が発行している留学生向け募集要項には次のような記載がある。人間環境学府 教育学国際コース（修士課程）：“(B)efore your application, you must get permission of acceptance by your prospected supervisor in advance. [出願前に指導を希望する教員の承諾を得ること]”；歯学府 博士国際コース：“Please make contact with the professor in your chosen research area and get informal acceptance before applying to our International Doctoral Program. [博士国際コースに出願する前に、希望する研究分野の教授と連絡を取り、内諾を得てください]”；薬学府 修士国際コース：“Applicants should contact the desired laboratory head and supervisor prior to applying. [出願前に希望する研究室の責任者および指導教員に連絡すること]”

³ より正確には「外国の大学を卒業または卒業予定」の学生であり、日本の大学を卒業した外国籍の学生は原則として対象外となる。

⁴ 本稿執筆現在、京都大学に加え、九州大学、広島大学、大阪大学、北海道大学の四大学がプレアドミッション支援を導入している。

⁵ <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/international/students1/study1/graduate/graduateinfo/ku-ao> (閲覧日 2024 年 9 月 2 日)

⁶ 京大 AAO では教員に対する直接の検討依頼は部局事務が行う。すなわち AAO は教員に直接検討依頼を出すのではなく、部局事務を通してこれを行う。部局事務が教員の在籍や留学生の受入れに関する最新情報を有するためである。九大では、PSD が部局事務に代わり、教員に直接検討依頼を出している。これは、教員だけでなく部局事務にもプレアドミッション支援の導入を認めてもらうための苦肉の策であった。部局事務の役割を最低限に抑えて初めて PSD 支援の導入が可能であった。

⁷ PSD を教員単位で導入している三学府（理学，工学，システム生命科学）では、PSD の利用率がきわめて低い水準に留まっていることが分かっている。2023 年度、理学府にかかわる PSD 申請数は 1 件、システム生命科学府にかかわる PSD 申請数は 2 件にすぎなかった。その理由については、5.3.を参照されたい。

⁸ その理由としては、志望教員を特定するプロセスの途中で申請者からの連絡が途絶えるケース、書類不備に関するやり取りの中で連絡が途絶えるケース、すでに教員から内諾が出ていたため PSD 支援そのものが不要

であったケースなどがあった。

⁹ 学生側の事情としては、PSD からの要請（学歴等に関する質問、追加書類の提出）に対するレスポンスの不備があげられる。学生の中には、度重なる要請にもかかわらず、必要な資料や情報を出してこない者がいるが、さほどめずらしいことではない。全申請数 164 件のうち 38 件（23%）は、教員への直接交渉の可否検討段階に到達することなく連絡が途絶えた。また、申請後に PSD 支援の対象ではなかったことが判明したケースも 4 件（2%）あった。他方、教員側の事情としては、検討条件のシビアさがあげられる。教員によっては、学生の指導依頼を検討するにあたり、「世界大学ランキングで九大と同等以上」や「日本語能力試験で N1 以上」といった厳しい要件を課している。これらの要件がクリアできない場合、学生は志望教員を変更することを余儀なくされるが、シビアな要件を課す教員を連続して指名した場合、志望教員がいつまでも決まらず、結果的に脱落する者が出てくる。2023 年度、上記の理由から志望教員が決まらず、検討依頼に到達しなかったケースは 20 件に上る。

¹⁰ ここで言う「有名大学」とは、QS で 100 位以内、THE で 150 位以内の高等教育機関を指す。2023 年度は、ロンドン大学キングス・カレッジやシンガポール国立大学、北京大学など 9 件の適用事例があった。

¹¹ 2014 年調査によれば、大学院課程で「過去に在籍していた教育機関での成績評価を合否対象」とするとの回答は 33%にすぎない。成績証明書は、国によって、また教育機関によって様式がばらばらだが、PSD では過去の成績評価が教員にとって優れた判断材料になるとの前提の下、成績証明書の見方に関する情報を提供している。

¹² その他、部局からの求めに応じて下記のような特別対応も行っている。(1) 事前資格審査：部局からの求めに応じて、募集要項記載の出願資格を満たしているか判定を行う。(2) 部局からの求めに応じて、すでに非公式に受入れが決まっている留学生の FCE を行う。また、PSD にはプレアドミッション支援の枠を超え、実に多様な問合わせが来る。その意味では、実質的にコンシェルジュ機能を担っているとも言える。

¹³ なお、PSD 導入部局の教員からは、次のような感謝の言葉が多数寄せられている。以下、その一部を掲載する。数理学 教授：「本制度は大変重宝しています。今後も是非とも続けて欲しいです。」保健学 教授：「このようなシステムがあつて助かりました。」経済学 教授：「研究計画書を添付していただく形にいただき、大変ありがとうございます。助かりました。」人間環境学 教授：「どのような学生と出会うかは教員にとって本当に重要で、その支援をしていただきましたこと、感謝いたします。」工学 教授：「関心を持っていたいたにも関わらず reject するのは心苦しいところですが、客観的かつ正確な情報に基づきこのような判断に至ることができましたのは、貴重なご助力のおかげで、感謝いたしております。」

¹⁴ <https://www.ecctis.com/Universities%20And%20Colleges/Membership/Default.aspx>（閲覧日 2024 年 9 月 5 日）会員になることでデータベース利用の他、さまざまなサービスを受けることができる。Ecctis の年会費には 5 種類のプラン（£ 925+VAT～£ 4800+VAT）があり、どのプランを選ぶかで享受することのできるサービスが異なる。九大は（資格証明書サンプルを閲覧可能な）第 3 プランを選択。

¹⁵ これまでに Ecctis データベース上で必要な情報を探しあてることができなかったケースとしては、オンラインプログラムに関するものがあつた。オンラインプログラムの場合、公的機関に認証を受けていたとしても、Ecctis に情報がない場合がある。そうした事例としては、International Medical College, Universität Duisburg-Essen や Open International University of Human Development “Ukraine”があつた。

¹⁶ ポリテクニクが付与する学位には D4 から D1 までがあるが、通常、修士課程に対する出願資格との関係で問題になるのは D4 である。

¹⁷ その他、日本留学フェア等で頻出する指導教員の見つけ方に関する質問に対しても明確な回答を与えるこ

とができるようになる。

¹⁸ III.1.5 は「申請者は、他の締約国により付与された資格について承認が与えられない場合又は承認についていかなる決定も行われない場合には、合理的な期間内に不服申立てを行う権利を有する」とするが、指導依頼メールを無視し続けることは、不服申立ての根拠とされることはないのだろうか。

¹⁹ なお、我が国も締結している「世界規約」では義務とされている (Section IV, 2)。

²⁰ なお、これら五課題のうち、特に 5.1.2, 5.2, 5.3 については、PSD の自助努力である程度まで解決できる余地がある。これからも大学本部と部局の双方に対して、プレアドミッション支援の重要性と有効性を理解してもらうための働きかけを行っていききたい。

²¹ 赤松によれば、協業の類型には大別して「全件委託型」、「量的支援型」、「例外対応型」の三つがあり、どのタイプの協働を望むかによって選択肢は枝分かれしていく (赤松 2022: 150-151)。

²² 事前内諾制を採用する我が国の大学院においては「プレアドミッション支援の導入」と、「FCE 専門機関との協業」は互いを排除し合うものではなく、むしろ万全を期するには (予算を捻出できるとして) 両方取り入れるのが望ましいと思われる。

謝辞

セクション 3.2 のもととなったデータの収集については PSD 職員の橋本真衣さんの協力を得た。特に記して感謝の意を表したい。

参考文献

太田浩・芦沢真五・黒田千晴 (2013) 「日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」黒田一雄編著 『アジアの高等教育ガバナンス』勁草書房

大学評価・学位授与機構 (2016) 『学生移動 (モビリティ) に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査』

赤松茂利 (2022) 「日本の大学における外国学習歴・資格認証 (FCE) の高度化に関する考察 : FCE 専門機関との連携を視野に」『大学行政管理学会誌』大学行政管理学会学会誌編集委員会 編 (26) 144-156, 2022 東京 : 大学行政管理学会

野田文香 (2019) 「日本における国内情報センター (NIC) の設立-学位・資格の承認に関わる今後の展望」『留学交流』 105, 29-41.

李明・石川真由美・韓立友 (2018) 「＜教育実践レポート＞ 中国からの入学志願者に対する学歴・資格評価の実践と課題: 優秀な大学院留学生の受入れ促進に向けて」『大阪大学高等教育研究』 7, 31-39.

韓立友・河合淳子 (2012) 「＜調査報告・実践報告＞日本の大学における留学生受入れ体制の問題点及び解決策の探索--京都大学におけるアドミッション支援オフィス導入の背景と効果」『京都大学国際交流センター論攷』 2, 37-56.

廣瀬武志・花井渉・木村拓也 (投稿中) 「何が日本における外国学歴・資格評価の普及を妨げているのか? -九州大学プレアドミッション・サポートデスクの事例から-」『大学入試研究ジャーナル』 35号.